

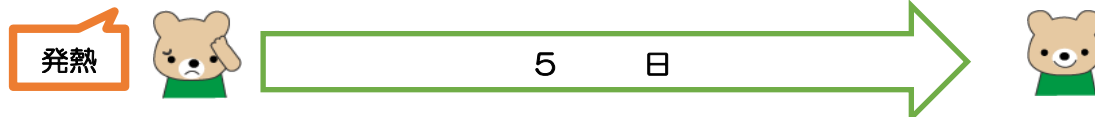
新型コロナウイルス・インフルエンザの出席停止期間について

乳幼児の出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで」です。（学校保健安全法施行規則）

★出席停止期間の数え方：「発症した日」「解熱した日」の翌日を1日目とします。

① 発症した後5日を経過するまで *「発症」とは「発熱」のことを指します。

発 症	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	出席可能
-----	-----	-----	-----	-----	-----	------



② 解熱した後3日を経過するまで

発 熱	発 熱	解 熱	1日目	2日目	3日目	出席可能
-----	-----	-----	-----	-----	-----	------



登園の際には、下記に保護者が記入して保育園に提出をお願いします。

新型コロナウイルス・インフルエンザ用 登園届（保護者記入）

児童氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名 _____（ _____ 年 _____ 月 _____ 日受診）

発症日（発熱した日） _____ 月 _____ 日

熱が下がった日 _____ 月 _____ 日

出席停止期間（休んだ日） _____ 月 _____ 日 ～ _____ 月 _____ 日

病状が回復し、集団生活に支障がない状態になりましたので、登園いたします。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者名 _____